

空き家利活用事業補助金 (自己居住用改修)

空き家を住宅として活用するための改修費用の一部を補助します。

補助金額 (1,000円未満切り捨て)

以下の補助対象経費×3分の2の額と50万円のいずれか少ない額
(39歳以下又は県外から転入された方が空き家バンクを利用して
取得した空き家を改修する場合、上記額に20万円を加算)

○補助の対象となる空き家

金ヶ崎町内に所在する住居用の空き家（併用住宅を含む）のうち、次のすべてに該当するもの

- ①平成30年3月31日以降に利活用を開始したもの
- ②利活用の開始日に1年以上居住者又は使用者のいないもの
- ③築20年以上経過したもの、又は自己居住用に空き家バンクに登録された空き家を購入し、改修するもの
- ④所有権登記の完了日又は売買契約を締結した日等から1年以内のもの

○補助対象となる空き家改修後の使用用途

自己居住用の住宅として3年以上活用するもの

○補助対象者

次のいずれかに該当する個人

- ①補助対象住宅の所有者等
 - ②補助対象住宅を賃貸借又は購入し、補助対象事業を行う方
- ※市町村税の滞納者、暴力団関係者、他の権利者から同意を得られない方は対象となりません。

○補助対象経費

- ①台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- ②給排水、電気又はガスの設備の改修工事に要する経費
- ③屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- ④壁紙の張替え等内装の改修工事に要する経費

※上記事業で、交付決定通知後に契約、着手するものが対象となります。

※対象経費は消費税及び地方消費税の額抜きの金額です。

裏面に続きます➡

○補助金交付申請 ※改修等の実施前に申請が必要です。

申請期間 令和7年4月21日～令和7年11月28日

【提出書類】

- ☐ 金ヶ崎町空き家利活用事業補助金申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ☐ 土地、建物の登記事項証明書 ※法務局で発行
☐ 申請者の納税証明書
☐ 改修工事費の見積書
☐ 着工前の現場写真
☐ 所有者等の同意書（申請者以外の権利者がいる場合）
☐ 賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合）
☐ 賃貸借又は売買の確約書もしくは所有者等の事業同意の確約書
（補助金の交付決定を条件として事業を実施する場合）
☐ その他町長が必要と認める書類

○補助金交付決定

申請書類の審査、現地確認の上、交付決定を行います。
※交付決定後に事業内容の変更、中止があった場合には速やかに
届け出てください。



○完了報告…改修等の完了日から30日以内もしくはその年度の
2月末日のいずれか早い日までに報告
完了報告受領後、現地確認いたします。

【提出書類】

- ☐ 金ヶ崎町空き家利活用改修等完了報告書（様式第6号）

【添付書類】

- ☐ 改修等に係る契約書の写し
☐ 改修等に要した経費の内訳を示す書類
☐ 各種領収書の写し
☐ 完了後の現場写真（工事個所がわかる工事中の写真も含む）
☐ 建物の利用開始を証する書類
☐ その他町長が必要と認める書類



補助金額確定
通知書の送付



請求書の提出



補助金の交付

※補助金交付後3年間、住民登録状況を確認いたします。

■問い合わせ・申込み先■

金ヶ崎町商工観光課

金ヶ崎町西根南町22-1 ☎ 0197-42-2111